

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第70号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救護施設の設備の基準)

第2条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第11条第3項に規定する救護施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
  - オ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (2) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- (3) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 男子用及び女子用を区別して設けること。
- (4) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えること。
  - イ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (5) 調理室 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。
- (6) 介護職員室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 居室に近接して設けること。

3 前2項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅を1.35メートル（中廊下の幅にあつては、1.8メートル）以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(健康管理)

第3条 条例第16条に規定する入所者の健康診断は、入所時に行うとともに、毎年定期に2回以上行わなければならない。

(入浴又は清拭<sup>しき</sup>)

第4条 条例第18条第4項の規定による入浴又は清拭<sup>しき</sup>は、1週間に2回以上行わなければならない。

(授産施設の設備の基準)

第5条 条例第28条第1項に規定する授産施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 必要に応じて危害を防止するための設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用及び女子用を区別して設けること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。